

鹿角市ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金交付要綱 (平成23年8月31日訓令第84号)

最終改正:平成28年11月1日訓令第119号

改正内容:平成28年11月1日訓令第119号[平成28年11月1日]

○鹿角市ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金交付要綱  
平成23年8月31日訓令第84号

**改正**

平成28年11月1日訓令第119号

鹿角市ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、アルペンスキーの競技人口の底辺拡大を図ることを目的に、市内スキー場の共通シーズン券（以下「シーズン券」という。）を購入する児童、生徒及び団体に対し補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

**第2条** 補助金の交付対象は、市内のスキー場事業者が発行するシーズン券を購入する市内の児童、生徒及び団体とする。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、シーズン券1枚あたり18,000円とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする児童、生徒又は団体は、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、団体の場合は購入者名簿（様式第1号）を添付しなければならない。

(補助金の受領に関する委任)

**第5条** 規則第8条に規定する通知を受けた児童、生徒又は団体は、補助金の請求及び受領（以下「補助金の受領」という。）の権限について、シーズン券を購入するスキー場事業者を代理人に定めて、その権限を委任しなければならない。

2 前項の規定において委任した場合において、補助金の交付決定を受けた児童、生徒又は団体は、当該委任に係る委任状（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第6条** 補助金の受領の委任を受けたスキー場事業者は、速やかに、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入証明書（様式第3号）
- (2) 団体の場合は、購入者名簿（様式第1号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第7条** 市長は、前条の補助事業等実績報告書を審査し、これを適正と認めるときは、補助金の額を確定し、代理人であるスキー場事業者に対し、鹿角市ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金確定通知書（様式第4号）により通知し、適正な請求に基づいて当該補助金を支払うものとする。

(概算払の禁止)

**第8条** 市長は、この要綱による補助金に関しては、いかなる場合においても補助金の概算払は行わないものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、補助金を交付した児童、生徒又は団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則** (平成28年11月1日訓令第119号)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。